



労働災害が多発しています！

職場の安全管理の強化のお願い



福島労働局

- 2018年1月から9月までの死傷者数(速報値)は、2017年の同時期より約16%増加しています。この傾向が続けば、東日本大震災以降で最も死傷者数が多かった2014年の2,084人を上回るという極めて憂慮すべき事態です。
- 本パンフレットでは、本年多く発生している災害とその対策を紹介しています。同様の災害が起こらないように事業場での対策を強化していただくようお願いします。

転倒災害① (つまずき) (商業(小売業))

第三次産業で特に多発

(災害事例)

- ① 店内のバックヤードに商品を取りに行った際、高さ5cmの段差に気付かず、つまずき転倒した。
- ② 休憩時間中に、休憩室に向かおうとした際、出入口の段差につまずき転倒した。

(対策)

- I 床面の凸凹や段差などを解消すること
- II 解消できない場合は、当該部分にステッカーなどで注意喚起すること
- III 店内における移動時は、走らず(慌てず)に通行すること
- IV 通路に自動照明を設置するなど、通行時の照度の確保を行うこと(※1)



約6割の方が1か月以上休業

転倒災害② (つまずき) (旅館業)

第三次産業で特に多発

(災害事例)

- 客室清掃作業において、布団を両手で持ち、別の部屋に移動中、足元が見えなかったため、スリッパに足が引っかかり転倒した。

(対策)

- I 荷を運ぶときは台車等の用具を使用すること(※1)
- II 足元の整理整頓を行うこと



約6割の方が1か月以上休業

(※1)お知らせ

生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うことによって、①年次有給休暇の取得日数を増加させたり、所定労働時間を短縮することができる場合は、「時間外労働等改善助成金」を、②職場の最も低い賃金の方の賃金を引き上げることができる場合は「業務改善助成金」を活用できる場合があります。詳しくは、

福島労働局ホームページトップ→「福島県魅力ある職場づくり推進会議」→「『事業主の方へ』～助成金一覧」(<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/000238531.pdf>)をご参照ください。

転倒災害③(床面での滑り)(飲食店)

第三次産業で特に多発

(災害事例)

- ①調理場で、物を運んでいる際に、濡れていた床面に足を滑らせ転倒した。
- ②屋内廊下を歩行中、靴底が濡れていたため、足を滑らせ転倒した。

(対策)

- I 濡れている床面の水や油等を取り除くこと
- II 作業に適した耐滑性のある靴を着用すること
- III 通路に滑り止め用マットを敷くこと
- IV 床の材質を滑りにくいものとする

約6割の方が1か月以上休業



墜落・転落災害①(トラック等の荷台)

道路貨物運送業で特に多発

(災害事例)

- ①トラックの荷台に荷を積み込み作業中、荷台で足を滑らせ地面に墜落した。
- ②トラックの荷台に積込んでいた荷につまずき荷台から墜落した。

(対策)

- I 作業手順書を作成すること
- II トラック運転席やアルミバンの屋根上等の高所で作業を行う場合は、安全帯を着用、足場を組んでの作業床を設置すること
- III 作業に適した耐滑性のある安全靴等を着用すること
- IV 適切な保護帽を着用すること
- V 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること
- VI 荷台上で作業員が移動する場合は、作業指揮者が地面レベルから全体を見渡し、確認及び指示できるような状況を設定すること

約7割の方が1か月以上休業



墜落・転落災害②(階段・ステップ等)

第三次産業で特に多発

(災害事例)

- ①両手で荷物を持った状態で階段を降りていたところ、足を踏み外し転落した。
- ②階段を降りていたところ、濡れていた床に足を滑らせ転落した。

(対策)

- I 時間に余裕をもって行動、手がふさがった状態での移動を減らす、手がふさがった状態では足元に十分気を付けること等
- II 歩行場所に物を放置しない、床面の水や油等を取り除くこと等
- III 手すりの設置、作業に適した耐滑性のある靴の着用、職場の危険マップの作成による危険情報の共有、ストレッチ体操や転倒予防運動を取り入れること等

約7割の方が1か月以上休業



お知らせ
「守ってゼロサイカード」のご紹介

激突され災害（フォークリフト）

（災害事例）

- ①後進してきたフォークリフトに、近くにいた作業者がはねられた。
- ②運転者の誤操作により、近くにいた作業者がはねられた。

（対策）

- I 作業手順書を作成すること
- II 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること
- III フォークリフトに係る安全教育を実施すること
- IV オペレーターの注意事項として、周囲の安全を確かめながら運転操作を行うこと（特にフォークに荷がある時には急な上昇・下降・旋回等を行わないこと）、フォークリフトを用途外に使用しないこと、フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間指導者の指導の下で作業を行うこと
- V 周囲の作業員の注意事項として、自分の周囲に注意を払いながら作業を行うこと、接触事故を防ぐために歩行者立入禁止エリア（フォークリフト走行エリア）に立ち入らないこと

約4割の方が1か月以上休業



切れ・こすれ災害 ①（チェーンソー）

建設業、木材・木製品製造業で特に多発

（災害事例）

- ①伐倒木の枝払い中、キックバックが発生し、太ももを切った。
- ②丸太の上に足を乗せて玉切作業中、丸太が回転し乗せていた足を切った。

（対策）

- I 枝払いの作業を行う場合には、地面に接して木を支えている枝は玉切りをし、枝を安定させた後に切り払わせること
- II 作業中は、適切なやすりを用いて随時チェーンソーの目立てを行うこと
- III 保護帽、保護網、チェーンソー作業用防護衣、腕カバー、防振用手袋等を着用すること



約7割の方が1か月以上休業

切れ・こすれ災害 ②（刈払機）

建設業、林業で特に多発

（災害事例）

- ①除草中に、作業員同士の距離が近くなり、刈払機の刃で隣の作業員の足を切った。
- ②間伐作業中、斜面から滑り転倒した際に、刈払機の刃で自身の足を切った。

（対策）

- I 作業は正しい姿勢で安定した足場を確保して行うこと
- II 作業を行う時は5メートルの範囲内を危険区域とし、この区域に他の作業員を立ち入らせないこと
- III 急斜面では下方に向かっての作業を禁止すること
- IV 移動時はエンジンを停止すること



約7割の方が1か月以上休業

「守ってゼロサイカード」とは

行動災害を防止する上で、労働者の方が守る事項を示す携帯型カードです。カードには、職場や労働者自身で定めたルール等を記入できます。ダウンロードは、(https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/ansen_eisei/hourei_seido/ansei_kenko_kanri_00001.html)

（福島労働局ホームページ）

交通事故災害

(災害事例)

- ①乗用車運転中に眠気が生じ、縁石に乗り上げガードレールに追突した。
- ②バイク走行中に、砂利道で滑って転倒した。

(対策)

- I 安全管理者や運行管理者等を選任し役割・責任・権限を定めること
- II 適正な走行計画の作成、点呼とその結果への対応を実施すること
- III 雇入れ時の教育、日常の教育、交通危険予知訓練を実施すること等
- IV ポスターの掲示、表彰制度の創設、交通安全情報マップの作成等により意識を高揚すること
- V 道路の環境等に応じた安全装備をタイヤに装着すること

約4割の方が1か月以上休業



通信業、新聞配達店で特に多発

動作の反動・無理な動作による災害 (介護中の移乗作業)

(災害事例)

- ①入居者をベッドから車いすに移乗する際、体をひねったところ、腰痛を発症した。
- ②床に座っていた入居者を抱えてベッドに引き上げようとした際、腰痛を発症した。

(対策)

- I 対象者の日常生活動作能力や介助への協力度を踏まえた介助方法を選択すること
- II スライディングシート、スライディングボード、リフト等を対象者の状態に合わせて活用すること(※2)
- III 作業負担が小さく効率良く作業するための作業手順等をまとめた作業標準を作成すること
- IV 健康診断、腰痛予防体操を実施すること等
- V 労働者が行う作業に応じて必要な腰痛予防の労働衛生教育を実施すること等

社会福祉施設で特に多発



約3割の方が1か月以上休業

動作の反動・無理な動作による災害 (長時間同姿勢での作業)

(災害事例)

- ①中腰の姿勢でかごを並べる作業を行った後、立ち上がった際、腰痛を発症した。

(対策)

- I 作業機器や作業台の高さは労働者の体型を考慮したものとする
- II 両足をあまり動かさない立ち作業では、適当な高さの片足置き台を使用すること
- III 腰痛予防体操を実施すること等
- IV 労働者が行う作業に応じて必要な腰痛予防の労働衛生教育を実施すること等



約3割の方が1か月以上休業

(※2)お知らせ

介護労働者の身体的負担軽減のため新たな介護福祉機器の導入等を通じて、従業員の離職率の低下を図ることができる場合は「人材確保等支援助成金」(介護福祉機器助成コース)を活用できる場合があります。詳しくは、

福島労働局ホームページトップ→「福島県魅力ある職場づくり推進会議」→「『事業主の方へ』～助成金一覧」(<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/000238531.pdf>)をご参照ください。

(2018.10)